

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：上野村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅資金借入金利子の助成	助成	住宅資金借入金利子の助成	住宅資金として借り入れた資金のうち、新築は500万円以内、増改築は300万円以内の利子を全額助成。(助成期間 10年以内)	上野村に定住を希望する後継者の定住を促進し、生産年齢人口の高い村づくりを進めることを目的とする。 ・「後継者」とは、上野村に定住する意志のある結婚中の45歳以下の方。 ・「定住」とは、永年または相当長期(10年以上)にわたって村の住民基本台帳に登録し、かつその生活の本拠が上野村にあること。	—			借入をする1ヶ月前までに		振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp/admin/migration/koukeisya/iyutaku-iyosei.html	
住宅取得応援金	助成	住宅取得応援金	住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成(助成期間 5年以内)	上野村に定住を希望する後継者の定住を促進し、生産年齢人口の高い村づくりを進めることを目的とする。 ・「後継者」とは、上野村に定住する意志のある結婚中の45歳以下の方。 ・「定住」とは、永年または相当長期(10年以上)にわたって村の住民基本台帳に登録し、かつその生活の本拠が上野村にあること。	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp/admin/migration/koukeisya/iyutaku-ouen.html	
耐震診断費	助成	上野村耐震診断者派遣事業	上野村内に存する木造住宅の所有者に対し、村が耐震診断者を派遣する事業。	(1)昭和56年5月31日以前着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によつて建築されたもの	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp/admin/life/anshin/mokuzoutaishin.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	高齢者住宅改造費助成	高齢者が在宅で生活できるよう浴室、トイレ等のバリアフリー化工事をする場合、その経費の一部を助成。	上野村に10年間以上居住している。 1.全員60歳以上の世帯(前年度所得税非課税世帯) 2.要介護2の高齢者がいる世帯(整形中心者前年度所得税額8万円以下)	限度額50万円 (改修費の5/6)					保健福祉課 (いきいきセンター)	0274-59-2309	http://www.uenomura.jp/admin/health/fukushi/koureisya/iyosei.html	
リフォーム資金 (重度心身障害者住宅改造補修費助成制度等)	助成	重度心身障害者住宅改造補修費補助	浴室・便所・玄関・台所の住宅設備を障害に適するよう改造する場合の経費を補助。	下肢又は体幹、あるいはそれらの重複障害で1・2級、又は資格障害1級の身体障害者の方がいる世帯で、前年度分所得税額が12万円以下の世帯。	50万円			8月末まで		保健福祉課 (いきいきセンター)	0274-59-2309	http://www.uenomura.jp/admin/health/fukushi/syogaisya/hosyu-hoivo.html	